競争力と持続力を持つ交流６次化モデルの構築特区

［指定：平成24年7月25日、認定：平成25年3月］

正

準

正：平成25年3月末までに計画が認定された地区／準：平成25年3月末時点では計画が認定されていない地区

Ⅰ 目標に向けた取組の進捗に関する評価

ｉ）＋ⅱ）の平均値　（4.2＋3.8 ）／2＝4.0　**B**

ｉ）取組の進捗（下記より該当するものを選択）

☑ 目標値に対する実績に基づく進捗度（当年度実績）

進捗
A（5点）
B（4点）
C（3点）
D（2点）
E（1点）

番号	評価指標	進捗度
1	就農人口	定性的評価
2	遊休農地面積	定性的評価
3	周遊観光入込	定性的評価
4	1年間における人口の社会増減	定性的評価
5	交流人口	定性的評価
6	エネルギー自給率	A

☐ 代替指標に基づく進捗度（当年度実績）

進捗
A（5点）
B（4点）
C（3点）
D（2点）
E（1点）

番号	評価指標	進捗度

☑ 当初目標に対する取組の定性的な事業進捗（専門家評点）

進捗
A（5点）
B（4点）
C（3点）
D（2点）
E（1点）

番号	評価指標	専門家評価
1	就農人口	B
2	遊休農地面積	B
3	周遊観光入込	B
4	1年間における人口の社会増減	B
5	交流人口	B

評価指標毎の進捗の評価の平均値　（5×1＋4×5＋3×0＋2×0＋1×0）／6＝4.2　①…4.2

■ 地方公共団体による特記事項

※外部要因による数値への大幅な影響等があれば記載　なし

■ 専門家考慮事項（妥当性）　目標設定の考え方、数値目標の根拠又は計画の進行管理の方法等、各事業の連携効果

（専門家所見（主なもの））
・「就農人口」については、地域ブランド化のための事業母体設置、六次産業化を担う新たな法人の設立等、事業主体・体制づくりに進捗が見られる。就農人口確保に向けた取り組みをハード整備待ちとせず、新規就農者の募集・研修等にも合わせて取り組まれたい。
・「遊休農地面積」については、遊休農地の縮小策が、農地としての活用促進ではなく、拠点施設建設のための農地転用がメインとなっていることは残念。拠点施設建設の整備と交流定住化促進事業による効果にほとんどを依存している。農業委員会による遊休農地解消運動との連携を図ることで、市の耕作放棄地面積の減少とその発生の抑止に努められたい。
・「周遊観光入り込み」については、六次産業拠点施設が完成していない時点でも、観光客入込が増えていることについての分析が必要。
・「1年間における人口の社会増減」については、人口総数に注目するだけでなく、社会増の内容を正確に把握し、その内容を吟味する必要がある。また、人口の社会増要素として計画されていた、田園住宅建設事業が中止されたことから、この評価指標の見直しも必要なのではないか。
・「交流人口」について、交流プログラムは様々なものを用意することが望ましい。
・「エネルギー自給率」については、木質バイオマスや地中熱ヒートポンプ等の農業活用は、六次産業化拠点での活用も期待されるが、地元農家での普及に向けて、導入がより容易・低負担のものも検討する必要がある。

考慮事項から、目標設定の考え方等が特に優れている：+1、妥当である：±0、改善の余地がある：−1とし、加点又は減点する　②…0.0

ｉ）の評価　①＋②　**4.2**

※目標値に対する実績値及び代替目標値に係る評価の例
・本特区の目標値（代替指標を含む）に対する各評価指標の評価を合計し、平均値を算出することにより評価とする。
（評価指標1の評価D、2の評価D、3の評価D、4の評価Cの場合、（2＋2＋2＋3）／4＝2.25　四捨五入で「2.3」とする。）
・「当初目標に対する取組の定性的な事業進捗（専門家評点）」の評価については、数値目標の達成に向けた取組の状況について定性的に評価する。
・各評価指標に複数の数値目標がある場合、各数値目標の評価を寄与度に応じて加重平均したものとする。
（例）評価指標1について、a、b、cという3つの数値指標があり、各数値指標の進捗度および寄与度がa：C20%、b：C10%、c：D70%の場合、3×0.2＋3×0.1＋2×0.7＝2.3 四捨五入で「2」であるため、評価指標1の評価は「D」となる。

ⅱ）今後の取組の方向性

方向性
A（5点）
B（4点）
C（3点）
D（2点）
E（1点）

番号	評価指標	専門家評価
1	就農人口	B
2	遊休農地面積	B
3	周遊観光入込	B
4	1年間における人口の社会増減	C
5	交流人口	B
6	エネルギー自給率	B

（専門家所見（主なもの））
・「就農人口」については、定性的な評価しかできないが，事業は予定通り進捗していると考えられる。また、農業生産法人や食品サービス業のマッチングによる法人設立は興味深く、六次産業化の担い手として注目される。
・「遊休農地面積」については、拠点施設整備と六次産業化に向けた法人設立による受け皿づくりが遊休農地利活用のほとんどをなしているため、それらの効果発現は今後に期待される。農地再生・転作促進など、農地としての活用促進が計画に含まれていないことは残念。
・「周遊観光入り込み」については、六次産業化拠点が完成する27年度まで効果発現なしとするのでなく、関連事業や周辺の観光資源を含めての周遊観光と位置づけるべきである。既存の資源も活用して、その増加を目指しつつ、第6次化拠点施設が完成した暁に、相乗効果を目指すという方針をとるべきであろう。
・「1年間における人口の社会増減」については、移住者の増加や、二地域居住促進のための多種多様な方策を組み合わせて、今後の方向性を定めることが必要と考えられる。今のままでは、新規に取り組む事業だけの効果に矮小化されてしまっているとの印象をぬぐえない。
・「交流人口」については、官製プログラム以外に民間プログラムがどれだけ生まれてくるかが今後のポイントとなるだろう。官製プログラムとしては都会の小中学生の学校教育との連携が有効だと考える。
・「エネルギー自給率」については、25年度にエネルギー自給率3.79%と大きな伸びを示した要因についてのコメントが不足している。また、他地域の農業用ハウスでの活用例ではペレットボイラーよりもチップボイラーが多くみられるため、農家での導入の容易性を優先した方向性を期待する。

ⅱ）の評価

評価指標毎の評価の平均値	（5×0＋4×5＋3×1＋2×0＋1×0）／4＝3.8	3.8

Ⅱ 支援措置の活用と地域独自の取組の状況（A～E）

ｉ）＋ⅱ）の平均値　　(3.7+3.8)／2＝3.8

B

ｉ）-① 規制の特例措置を活用した事業等の評価

[■国との協議の結果、現時点で実施可能なことが明らかになった措置]

●農振法及び農地法に係る協議・許可等の効率化

（概要）

国との協議の結果、農振法及び農地法の手続きについて、内閣府・農水省・県・市の4者協議の場が設けられたことから、平成26年3月に農振除外が行われた。現在も引き続き、農水省と市の直接的な調整の下、農地法による農地転用の許可に向け、効率的に進んでいる。

（規制所管府省（農林水産省）の評価（参考意見））

6次化ネットワーク拠点施設の整備に係る手続が進められていることについては、国と地方の協議結果を踏まえ、内閣府・農林水産省・県・市による調整を行った成果と考えられる。

（専門家所見（主なもの））

規制の特例措置の適用はなく、特区指定のメリットを十分享受しているとはいいがたいが、国との協議によって農振除外案件を盛り込んだ農振計画が策定された点は前進であった。

4.3

ｉ）-② 財政・税制・金融支援の活用実績の評価

（専門家所見（主なもの））

活用実績がなく、特区指定のメリットを享受していない。

3.0

ｉ）-① ＋ ｉ）-② の平均値（注）　(4.3+3.0)/2=3.7　　3.7

ⅱ） 地域独自の取組の状況の評価

（専門家所見（主なもの））

地域ファンドとして市独自の貸し付け制度を利用している。

3.8

Ⅲ 現地調査時の指摘事項及び対応状況

特になし。

Ⅳ 総合評価（Ⅰ～Ⅲ）　(4.0+3.8)/2-0.25＝3.7

「Ⅰ＋Ⅱの平均値」に「Ⅲ及び地方公共団体による総合評価の状況（評価書7）」を加味して算出

（専門家所見（主なもの））

・六次産業化拠点施設が完成しなければ効果が発現しない、というのはあまりにも一点主義ではないか。ハード整備がすべてを解決するというわけではない。

・他方、地域ブランド化にむけた事業母体の設立、農業生産法人や食品サービス業とのマッチングによる法人設立等、事業の担い手づくりが進められていることは重要な成果と考えてよい。今後はこれらの事業主体がどのような具体的な事業を展開していくかであり、この点での更なる取り組みに期待する。

このため、Ⅰ及びⅡの平均値（3.9）に上記所見を加味（-0.25）し、総合評価結果をB（3.7）とする。

B

（注）ｉ）-①、ｉ）-②のいずれかに該当がない場合は「—」とし、他の項目の点数をｉ）の点数とする。